



9月1日は防災の日 ～できることから防災対策を～

⇒市民安全課(☎775-5140・FAX775-9927)

「防災の日」は、大正12年(1923年)のこの日に発生した関東大震災の惨事を教訓に、防災意識を高める日として設けられました。

災害に対しては、日ごろの心構えと準備が大切です。万が一の場合に被害を最小限に抑えるにはどうすればよいか、皆さんもこの機会に家庭や職場、地域で考えてみましょう。



地震が起きたら

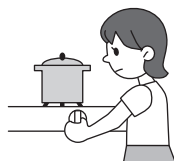
地震が起きたときは慌てて行動しようとせずに、冷静に状況を判断して適切な行動を心掛けましょう。

家庭では

- 頭を保護し丈夫な机の下などに身を隠す
 - 家具の転倒や落下物に注意する
 - 動けるようであれば、素早くガス器具やストーブなどの火を消し、元栓を締める



- 出火したときは天井に燃え移る前に消火する
- 揺れでドアが開かなくなることがあるので、玄関・部屋のドア・窓などを開けて避難口を確保する



- 外ではガラスや瓦などが落ちてくることがあるので、状況を判断し慌てて外に飛び出さない

近くにけが人がいたら、地域ぐるみで助け合い、救急活動や応急救護に協力しましょう。

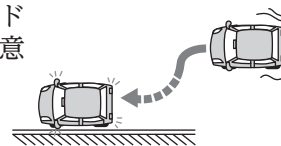
外出先では

- 人が大勢いる施設では慌てて出口に走り出さず、係員の指示に従い行動する
- エレベーターの中では直ちに各階のボタンを全て押し、停止した階ですぐに降りる。停電などで閉じ込められた場合は、非常ボタンを押し続け外部に助けを求める
- 路上や街中ではブロック塀や自動販売機の転倒、看板や割れたガラスの落下に注意する
- 屋外ではビルなどの建物から離れ、持ち物や両手で頭を守り、近くの公園や広い場所に避難する



乗り物の中では

- 自動車の運転中は急ブレーキをかけず、緩やかに速度を落として道路の左側に停止する。ハザードランプを点灯させて、周りの車にも注意を促す
- 鉄道やバスの中ではつり革や手すりにしっかりつかまる



家屋や家具の安全確認を

家具などの安全点検を定期的に行いましょう。室内の家具が転倒し、下敷きになって大けがをしたり、部屋に閉じ込められたりしないように、適切な方法で家具を固定したり、家具の配置を工夫してみましょう。

木造住宅の無料耐震診断を実施しています

⇒建築指導課(☎775-8490・FAX775-9872)

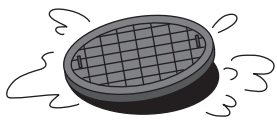
市では、現行の耐震基準が定められる以前の住宅を対象に、コンピューターによる簡易耐震診断を無料で随時受け付けています。この機会に自宅の耐震性をチェックしてみましょう。

- ▶対象 平成12年5月末日までに着工された2階建て以下の木造住宅
- ▶申し込み 建築確認申請時の図面などを用意して、直接建築指導課(市役所5階)へ ※詳しくは問い合わせてください。



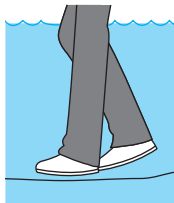
洪水が起きたら

●道路に溜まった雨水を流すために、マンホールや側溝のふたを開けない



●マンホールのふたが外れていたら、近寄らずに市役所に連絡する

●避難のときはなるべく浸水箇所を避けて行動し、水深が腰まである場合は高い所で救助を待つ(人が歩ける水深は男性で70センチ、女性で50センチまで)



●道路や鉄道の下をくぐる立体交差部のアンダーパスや周囲より低くなっているくぼ地などの道路は、水がたまりやすく危険なので、避難の時は通行を避ける

●河川の様子を見ようとしたり、避難する時に水位が増した河川や橋に近づいたりしない

大雨や洪水の時は、市役所などからの避難の呼び掛けに注意してください。避難の呼び掛けがあった時は、避難経路のさまざまな危険箇所にも注意して速やかに避難してください。また雨の降り方や浸水状況にも注意して、危険を感じる場合は自主的に避難しましょう。

◆都市型水害に注意!

近年、地表面がアスファルトやコンクリートに覆われた上に、局地的な集中豪雨で下水道や河川の水量が急激に増して、被害をもたらす都市型水害が多発する傾向にあります。

地下空間の注意点

●地下室などでは外の様子が分からないため、気象情報などに注意する

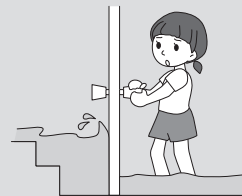
●地下室内に人がいる時は、屋外の天候の変化を知らせる

地下空間の危険性

●浸水すると停電する恐れがあり、電灯が消えると地下空間は真っ暗になり、エレベーターも使用できない

●地下が冠水すると、換気口や採光窓など、思わぬところから水が入ってくることがあり、流れ落ちる水の勢いで階段が登れない

●地上から流れ込む水の圧力で、ドアを開けることができなくなる



避難時の心得

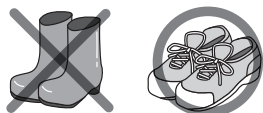
●あらかじめ自分たちで避難所までの避難経路を複数決めておき、その中から安全に通行できる経路で避難する

●お年寄りや子ども、病気の人は早めの避難が必要なため、近所の人は避難に協力する

●洪水などで浸水している場所では車が水に浸かり動かなくなることや、道路をふさぎ復旧活動の妨げになることがあるので、車での避難はしない

●避難する前に電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を締め、受話器が外れている場合は元に戻す。また親戚や知人などに避難する旨を連絡して、連絡先を確認する

●長靴では洪水の時に中に水がたまり、動きづらくなるので、ひもで縛れる運動靴を履く



日頃から、地震や洪水被害に備えた家屋の点検や補強を行い、家族での役割分担や非常用持ち出し品の準備をしておきましょう。万が一避難することになった場合には、冷静に状況判断をして安全な避難を心掛けてください。

●動きやすい服装で、2人以上での避難を心掛ける

●冠水した道路は足元が見えず、側溝やマンホールのふたが開いている場合があるため、先頭に立つ人は傘や長い棒などで確認しながら進む



ハザードマップの確認を

『上尾市災害ハザードマップ』に市内の避難所の一覧や、非常用の持ち出し品などを掲載しています。市民安全課(市役所4階)、各支所・出張所にあります。市ホームページ(<http://www.city.ageo.lg.jp/page/036112060611.html>)からも閲覧できます。



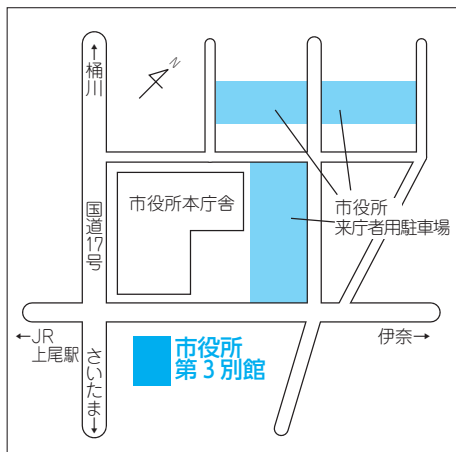


持ち込みによる食材や農作物の放射能測定を開始します

【問い合わせ】 生活環境課
 ☎775-6940・☎775-9927
 【予約】 食品放射能測定室
 ☎621-5220

市民の皆さんの食に対する関心がより一層高まっている現状を踏まえ、市では持ち込みによる食材や農作物の放射能測定を開始します(無料)。希望する人は、事前に電話で予約してください。

- ▼測定場所 食品放射能測定室(市役所第3別館3階、地図参照)
- ▼対象 市内に在住の人
- ▼測定対象 家庭調理の食事・食分、家庭菜園で収穫された農作物
- ▼測定対象外 市場に流通している食材、レストランなどの食事や市外で生産された農作物、井戸水や水道水、土壌など食品以外の物



▼測定の流れ

- ① 予約/測定を希望する日を電話で予約します(先着順)。
- ② 持ち込み/市役所第3別館1階の受付場所です検体持ち込みの受け付けをします。
- ③ 結果/測定当日にファクス(持っていない人は郵送またはメール)でお知らせします。

- ▼予約開始 9月24日(月)午前9時から(1回の予約につき1検体)
 - ▼予約受付時間 午前9時~午後4時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
 - ▼測定開始 9月下旬(予定)
 - ▼測定日 毎週水・金曜日(祝日・年末年始を除く)
 - ▼持ち込み時間 午前の測定希望/午前9~10時、午後の測定希望/午後1~2時
 - ▼測定機器 NaI(TI)シンチレーション検出器
- 注意事項**
- ① 持ち込む食材はきれいに洗って細かく刻んでください(1cm程度)。
 - ② 持ち込まれた食材は返却しません。

「あげお良いとこ探し フォトコンテスト」の作品を募集します



⇨上尾市観光協会(☎775-5917・☎775-5024)

上尾市内の名所、史跡、風物などの「良いところ」を再発見し、広く紹介することを目的にフォトコンテストを開催します。

- ▶応募期間 9月1日(土)~12月31日(月)
- ▶応募部門 ①上尾の四季・風景②上尾のイベント・お祭り③上尾の元気・笑顔
- ▶撮影対象期間 平成24年1月1日~12月31日
- ▶応募点数 部門ごとに1人5点まで
- ▶選考 観光協会会長賞各3点(賞状、賞品)、佳作各5点(記念品)
- ▶入賞発表 平成25年2月頃
- ▶申し込み 上尾市観光協会のホームページ(☎http://www.ageo-kankou.com/)から応募する

※詳しくは上尾市観光協会へ問い合わせてください。

道路後退用地の寄附にご協力を

道路管理課 ☎775-8597
 ☎775-9906

狭い道路の解消を進め、生活環境を向上させるため「上尾市道路後退用地整備要綱」により、道路後退用地の寄附をお願いします。

●4m未満の市道に適用

道路幅員が1・8m以上4m未満の市道に接する敷地に、自己用住宅

③測定結果は、簡易測定のため参考値として取り扱ってください。

④駐車場は市役所来庁者用駐車場を利用してください。

を建てた人または建てる人にこの要綱が適用されます。

●分筆報償金を交付

後退用地の分筆登記は土地所有者が行い、土地所有者に18万円を限度に分筆報償金を交付します。後退用地の所有権移転登記は市が行い、原則として1年以内に既存道路部分と同程度に整備します。

●手続き

後退用地の分筆登記が完了した後、「後退用地寄附申込書(道路管理課(市役所6階)にある、市ホームページからもダウンロード可)に必要事項を記入して直接、道路管理課へ。



市長 キラリ通心



チーム上尾

市長 島村 穰

市民の皆さん、こんにちは。市長の島村です。
暦の上では秋を迎えたものの、まだまだ暑い日が続きますが、いかがお過ごしでしょうか。

世界中を沸かせたロンドンオリンピックが幕を閉じ、スポーツが生み出す純粋でひたむきな力により、日本でもたくさんの勇気と笑顔が生まれました。今大会も日本は多くのメダルを獲得しましたが、バレーボールやサッカー、競泳など、特にチームによる団体競技での躍進が目立ちました。「チーム」を辞書で引くと、共通の目的のために協力して行動するグループとありますが、一人一人の個性や力、そして「思い」を一つにまとめ、熟成させていくその作業は、私たち日本人が大好きなカレーに似ていると思いました。昨年3月11日に発生した東日本大震災により、多くの人が傷つき、笑顔を失いましたが、「被災地を勇気づけたい！」という選手の皆さんの熱い思いが力強いスパイスとなり、「チーム日

本」のカレーをどの国にも負けない世界一の味に仕上げてくれたのではないのでしょうか。

ロンドンオリンピックに沸いていた8月4日、上尾市消防本部に1本のタスキが引き継がれました。これは、東日本大震災で被災した消防士や家族の生活再建、そしていまだに行方不明となっている消防士が1日でも早く家族の元に帰れるようお願い、「消防士タスキリレー」として、全国の消防士有志が、宮城県石巻市に向けて九州から繋いできたものです。災害が発生したとき、消防士は多くのものを犠牲にしてその職務を全うしなければなりません。働く現場は違っても、その使命に懸ける気持ちは全国共通であり、顔も名前も知らない仲間を思う「チーム消防士」の絆に胸が熱くなりました。

スポーツや仕事などチームの形はさまざまですが、目的に向かって一致団結するのがチームの姿。家族もチームであり、上尾市も一つのチームだと思っています。オリンピックを終え、これからも市民の皆さんと素晴らしい「チーム上尾」を築いていきたいと強く思った8月でした。



全国から寄せ書きされた国旗とのぼりを持つ消防職員

2012 あげおイルミネーション

親子で作るイルミネーション参加者募集



▶とき 10月6日(土)①午前9時～10時30分②10時30分～正午③午後1時～2時30分④2時30分～4時

▶ところ 上尾市プラザ22会議室

▶内容 11月17日(土)から実施する「あげおイルミネーション」で飾り付ける電飾(1辺四方)をチューブライトで製作する。また電飾のタイトルに「日本に元気を送るメッセージ」を付ける

▶作品展示場所 JR上尾・北上尾駅周辺

▶対象 市内に在住の小学生(保護者同伴)

▶定員 各回とも25人(応募者多数の場合は抽選)

▶参加費 500円(保険料他、当日集金)

▶申し込み はがきかファクス(1人1枚)で①「親子で作るイルミネーション」参加希望②希望時間帯(第2希望まで。いつでもよい場合はその旨を記入)

⇒上尾市観光協会(☎775-5917・FAX775-5024)

③住所④親子の氏名(ふりがな)⑤電話番号⑥学校名⑦学年を記入して、9月21日(金)まで(必着)に上尾市観光協会(〒362-0042谷津2-1-50プラザ22内)へ



昨年のあげおイルミネーション

上尾市暴力団排除条例(案)への意見を募集

市民安全課

☎775-5140
☎775-9927

▼募集期間 9月3日(月)～10月5日(金)

▼提出方法 「上尾市暴力団排除条例(案)への意見書」(様式)に必要事項を記入して、直接か郵送、ファクスまたはメールで市民安全課(市役所4階、〒362-8501本町3-1-1、☎208000@city.ageo.lg.jp)へ ※電話では受け付けません。
▼条例(案)、意見書(様式)の設置場所 市民安全課、情報公開コーナー(市役所1階) ※市ホームページにも掲載します。
▼意見などの取り扱い 市で内容を検討して、条例制定の際の参考にします。

就業構造基本調査にご協力を

庶務課

☎775-4989
☎775-9819

10月1日現在で、就業構造基本調査が全国一斉に実施されます。

この調査は、わが国における就業・不就業の実態を明らかにするもので、5年ごとに行われており、平成24年調査は16回目にあたります。

無作為抽出法により、全国で約47万世帯(上尾市では約420世帯)の15歳以上の人を対象に調査します。

この調査から得られるデータは、国や都道府県で雇用政策や経済政策などの企画・立案をする上で、重要な指標として利用します。

提出された調査票は、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守します。調査の対象になった世帯に統計調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。

運転免許証を自主返納した高齢者に住民カードを無料交付

市民課

☎775-5128
☎775-9827

高齢者の交通事故防止のため、加齢に伴い運転に不安を持つ70歳以上の人が、自主的に運転免許証を返納した場合、写真付き住民基本台帳カードを無料で交付します。 ※運転免許証の返納は、有効期限内に警察署などで手続きが必要です。

▼対象 上尾市に住居登録がある70歳以上の人で、自主的に全ての運転免許の返納(全部取り消し)をした人(外国人市民を除く)

▼必要書類 ①申請による運転免許の取消通知書②自主返納して取り消しになった運転免許証(4隅に穴の開いた物)か運転経歴証明書③顔写

ブックポストを設置

JR上尾駅西口にブックポスト

☞図書館(☎773-8521・☎776-7330)

7月にJR上尾駅西口下りエスカレーター脇にブックポストを設置しました。市内の図書館で借りた本を返却できますので、ご利用ください。CD、DVD、ビデオは返却できません。



JR上尾駅西口のブックポスト

真(無帽・正面向き・無背景、縦4・5×横3.5^{センチ}、6カ月以内に撮影)1枚④認め印

▼申請期限 運転免許返納の日から6カ月以内

▼費用 無料(本人だけで、1回に限る)

▼申し込み 直接市民課(市役所1階7番窓口)へ ※土・日曜日、祝日を除きます。

建物のアスベスト分析調査費用を補助

建築指導課

☎775-8490
☎775-9872

アスベストの分析調査事業を行う建物の所有者などに対し補助金を交付します。建築物の壁、柱、天井などに吹き付けられたアスベストの飛

散による健康被害を予防すること、生活環境を保全します。

▼対象建築物 アスベストが施工されている恐れがある市内の建築物

▼補助対象者 所有者、区分所有者の団体または管理者

※一定の条件があります。

▼補助金額 分析調査に要する経費(予算の範囲内で、25万円を限度)

▼分析調査を行う機関 JIS(日本工業規格A1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」に適合し、所定の装置・機器を備えている作業環境測定法第2条第7項に規定する機関)

▼申し込み 申請書(建築指導課(市役所5階)にある)に必要事項を記入し必要書類を添えて、直接建築指導課へ



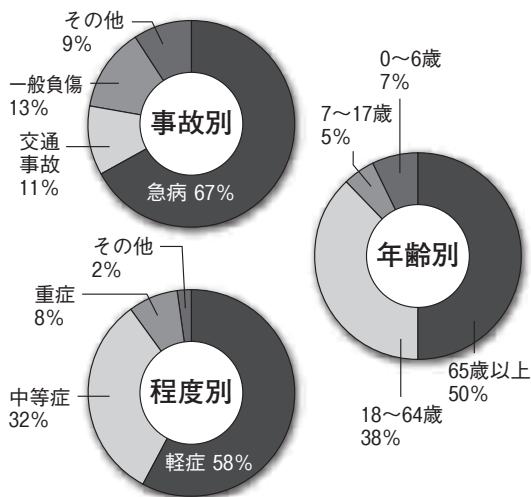
9月9日は「救急の日」

「救急の日」は救急医療、救急業務に対する正しい理解と認識を深めるとともに、救急医療関係者の意識の高揚を目的に定められました。「救急の日」に合わせ、平成23年中の救急活動の状況をお知らせします。

【平成23年中の救急活動の状況】

▶ 出場件数 8,589件 (1日平均/23.5件)

▶ 搬送人員 7,734人



⇨消防本部警防課 (☎775-1312・☎775-2230)

●ワンポイント119

「小児救急電話相談(#8000)」

埼玉県では、夜間や休日の子どもの急な病気やけがについて、医療機関の受診の必要性や家庭での対処法などを看護師が電話でアドバイスしています。もしものときにお役立てください。

▶ 受付時間 ①月～土曜日/午後7時～翌朝7時 ②日曜日、祝日、年末年始/午前9時～翌朝7時

▶ 電話番号 ①#8000(NTTのプッシュ回線、携帯電話の場合) ②048-833-7911(IP電話、ひかり電話、ダイヤル回線などの場合)



救急車や救急医療の適正利用にご協力ください

一般社団法人上尾伊奈獣医師協会所属動物病院(五十音順)

動物病院	住所・電話	診療時間・休診日
石井どうぶつ病院	中分5-230 ☎786-4368	午前9時～正午・午後3～7時 日曜日/午前10時～午後1時 休診日/金曜日
井上動物病院	小泉377-97 ☎726-0090	午前9時～正午・午後4～8時 日曜日/午前9時～午後1時 休診日/水曜日、祝日
かない動物病院	平塚2013-3 ☎771-8022	午前9時～正午・午後4～8時 休診日/木曜日、祝日、日曜日午後
かわぐちペットクリニック	今泉264-2 ☎781-2257	午前9時～正午・午後4～7時 休診日/水曜日、日曜日、祝日、土曜日午後
かんだ動物病院	二ツ宮956-5 ☎777-2555	午前9時～正午・午後3～7時 日曜日/午前9時～午後3時 休診日/木曜日
動物病院くまごろう	柏座2-3-10 ☎771-6437	午前9時～正午・午後3～7時 土曜日/午前9時～正午・午後3～5時 休診日/日曜日、祝日
藤倉獣医師医院	向山1-60-36 ☎781-5577	午前9時～正午・午後4～7時 休診日/日曜日午後、祝日午後
政木どうぶつ病院	上町1-9-3 ☎771-0111	午前9時～正午・午後4～7時 休診日/月曜日

飼い犬の登録と狂犬病予防注射を忘れずに
生活環境課 ☎775-6940
☎775-9927

生後3カ月(91日)以上の犬は、狂犬病予防法により登録(初年度)と毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。市では、4月に集合狂犬病予防注射を行いました。まだ済んでいない人は、かかりつけか最寄りの動物病院で予防注射を受け

て生活環境課(市役所4階)で所定の手続きをしてください。左表の一般社団法人上尾伊奈獣医師協会に所属する動物病院では、狂犬病予防注射、新規登録、鑑札・済票の交付手続きを同時に行うことができます。

▼変更の届け出 犬の死や、飼い主の住所変更などは生活環境課へ

▼転入 市外から犬を連れて転入した人は、前住所で発行された鑑札か登録を証明する物を用意して生活環境課へ



9月から 不活化ポリオワクチンの 予防接種が始まります

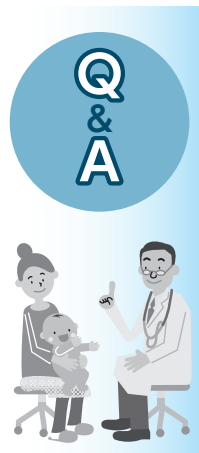
⇨健康推進課(保健センター内、☎774-1411・☎776-7355)

9月1日(土)からポリオの定期予防接種が「生ポリオワクチン」から「不活化ポリオワクチン」に変わります。それに伴い、保健センターや乳幼児相談センターでの集団予防接種が中止になり、市内実施医療機関(下表)での個別接種になります。

ワクチンを接種することがポリオを予防する唯一の方法です。接種対象年齢になったらなるべく早い時期に接種してください。生ポリオワクチンは2回接種で終了でしたが、不活化ポリオワクチンは、原則、初回接種として3回、追加接種として1回の合計4回の接種が必要です。

● 注意点

不活化ポリオワクチンでの4回目は現時点では定期外接種になります。接種する場合は自己負担です。国内臨床試験のデータが整い定期接種になり次第お知らせします。



Q: ポリオってどんな病気?

A: ポリオは、ポリオウイルスが人の口の中に入って、腸の中で増えることで感染します。乳幼児がかかることが多い病気です。ポリオウイルスに感染すると、手や足にまひがあらわれることがあります。

Q: 不活化ポリオワクチンの接種回数、年齢、方法は?

A: 初回接種3回、追加接種1回、合計4回の接種が必要です。標準的には初回接種を生後3〜12カ月の間に、20日以上の間隔を置いて3回接種します。その後、追加接種(現在は定期外)を初回接種終了後最低6カ月、標準的には12〜18カ月の間隔を置いて4回目を接種します。この期間を過ぎた場合でも、90カ月(7歳半)になるまでの間であれば、接

上尾市不活化ポリオ予防接種実施医療機関一覧

種ができます。

医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号
上尾アーバンクリニック	778-1929	しばさき内科クリニック	721-0510
上尾キッズクリニック	780-7050	清水内科医院	721-5881
上尾第一診療所	726-2765	関口医院	726-0435
上尾中央総合病院	773-1111	武重外科整形外科	775-0001
上尾内科循環器科	781-9122	たまき整形外科内科	775-1433
上尾脳神経外科クリニック	776-8800	中沢医院	771-3747
鯉坂医院	725-2029	ナラヤマレディースクリニック	771-0002
池田医院	771-0227	西上尾第二団地診療所	725-2367
石橋内科クリニック	783-1484	野原医院	775-0082
伊藤内科医院	771-1470	畑医院	771-0201
牛山医院	871-6767	畑内科歯科医院	773-2111
榎本医院	725-1651	はら内科クリニック	771-0008
榎本クリニック	771-1610	ひらしま産婦人科	722-1103
おやまだい医院	720-0061	深野医院	771-0036
柿沢外科医院	721-0600	福島医院	775-3111
かしの木内科小児科クリニック	770-2211	本田小児科医院	723-0771
上平内科クリニック	778-0070	前田内科医院	774-5110
上平ファミリークリニック	778-2332	松沢医院	776-0555
かわかみこどもクリニック	789-3110	松本内科医院	775-6351
木下産婦人科クリニック	787-5533	幹クリニック	774-4877
こいずみクリニック	780-6665	ムタイ医院	774-5050
小山内科医院	783-1122	山口クリニック	726-3309
斎藤外科胃腸科	781-2155	山中内科クリニック	783-1151
さいとうハートクリニック	779-3851	吉岡医院	720-7100
佐川医院	773-8600	わたなべクリニック	724-0611
佐々木医院	773-6117		

※一覧は9月1日現在のものです。

Q: 日本ではポリオは発生していませんが、ワクチンの接種は必要ですか?

A: 予防接種によりポリオの流行を防ぐことができます。今でも海外からポリオウイルスが国内に入ってくる可能性があり、ポリオに対する免疫を持つ人の割合が減ると、流行する危険があります。

Q: 生ポリオワクチンと不活化ポリオワクチンはどう違いますか?

A: 生ポリオワクチンは、病原性を弱めたウイルスが入っているのに対し、不活化ワクチンは殺したウイルスから作られています。ウイルスとしての働きはないので、生ポリオワクチンと異なり、ポリオと同様の症状が出るという副反応はありませんが、発熱などの副反応はあります。



Q. 生ポリオワクチンを接種し忘れていましたが、不活化ポリオワクチンは接種できますか？

A. 過去に生ポリオワクチンを受けていない人も、対象年齢(90カ月)内であれば不活化ポリオワクチンの定期接種を受けることが可能ですので、接種することをお勧めします。

Q. すでに海外などで不活化ポリオワクチンを受けている場合、不活化ポリオワクチンの定期接種を受けられますか？

A. 9月1日以前に、海外などで不活化ポリオワクチンを1〜3回接種した人は、医師の判断と保護者の同意に基づき、残りの回数を定期接種として受けることができます。すでに不活化ポリオワクチンを4回受けている場合、不活化ポリオワクチンの接種は不要です。

Q. 不活化ポリオワクチンを他のワクチンと同時に接種できますか？

A. 医師が特に必要と認めた場合は同時接種可能です。

Q. 4種混合ワクチンはいつから接種できますか？

A. 9月1日から接種可能になるワクチンは単独の不活化ポリオワクチン

ンです。厚生労働省では、ジフテリア、百日せき、破傷風、不活化ポリオの4種混合ワクチンは、11月の導入を目指しています。導入されるまでの間は、単独の不活化ポリオワクチンと3種混合ワクチンを接種してください。

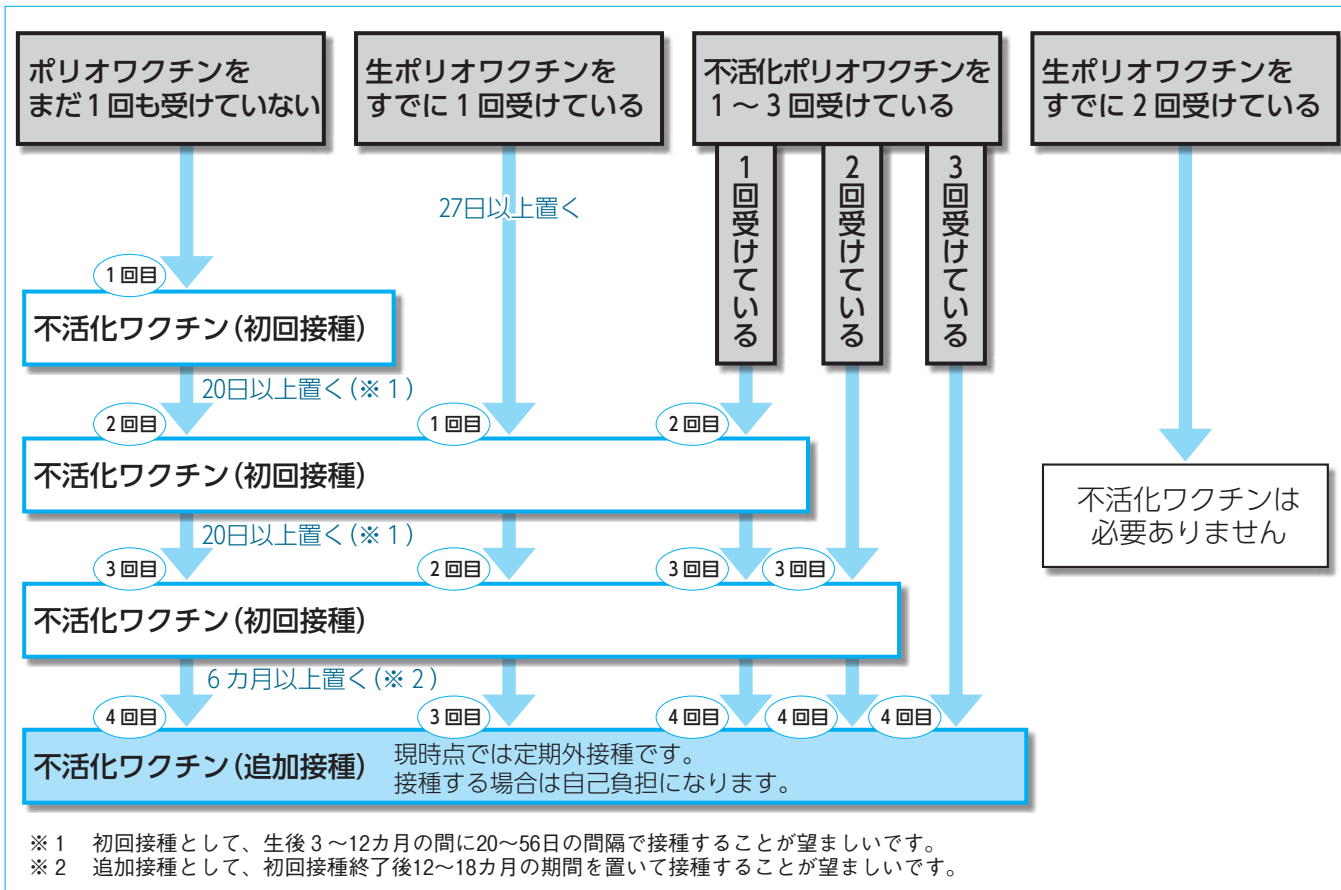
Q. 単独のポリオワクチンよりも、4種混合ワクチンを受けた方がよいですか？

A. 4種混合ワクチンが導入されるまで、3種混合ワクチンの接種を遅らせることは危険です。乳児が百日せきにかかるると重症化し、命に関わることもあります。3種混合ワクチンは生後3カ月を過ぎたらできるだけ早く接種することが望ましいです。4種混合ワクチンの導入を待つことはせず、単独の不活化ポリオワクチンと3種混合ワクチンを接種してください。

Q. 単独のポリオワクチンを1回受けると、その後4種混合ワクチンを受けられなくなりますか？

A. 現在単独の不活化ポリオワクチンと4種混合ワクチンを併用した場合の有効性を確認するための臨床研究を実施しています。結果は分かり次第、『広報あけお』や市ホームページでお知らせします。

ポリオワクチン接種の流れ





児童手当現況届の提出は お済みですか？

こども支援課

☎775-5120
☎774-5342

4月から従来の「子ども手当」に替わり「児童手当」を支給しています。

児童手当を受給している人は、毎年6月に現況届の提出が必要です。現況届は、6月1日時点の状況を確認し、児童手当を引き続き受ける要件が整っているかどうかを確認するためのものです。この届け出がないと6月分以降の支給が受けられなくなりますので、まだ提出していない人は、至急こども支援課(市役所2階⑤番窓口)に提出してください。

詳しくは、既に郵送した通知などを確認するか、こども支援課に問い合わせてください。

自宅で手続きできます！ 電子申請サービス

IT推進課

☎775-5113
☎775-9921

自宅や事業所のパソコンから「電子申請・届け出サービス」に接続して、各種申請をインターネットで行えます。「水道使用開始届」「水道使用中止届」「妊娠届」「犬の新規登録・狂犬病予防注射済票交付申請」など多くの手続きが利用できます。今後も

数多くの申請に対応する予定です。

市ホームページトップページ左側メニューの「電子サービス」→「電子申請」リンク、または県の共通トップページ(☎<https://denshi.pref.saitama.lg.jp>)から接続できます。

操作方法で不明な点はコールセンター(☎0570-005353、IP電話の場合は☎092-771-15815(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)へ問い合わせください。

緑の募金(家庭募金)に ご協力ください

みどり公園課

☎775-8129
☎775-9872

「緑の募金」による森林整備等の推進に関する法律に基づき、緑が果たしている生活環境や国土保全などの役割を充実・強化するとともに、緑化の重要性を改めて認識してもらい、快適で住み良い緑豊かな郷土をつくるために緑の募金(家庭募金)を実施します。

寄せられた募金は、実施主体である公益社団法人埼玉県緑化推進委員会を通して50割が「上尾市みどりの基金」に繰り入れられ、市内緑化の推進、保全に活用されます。また各地区には緑の募金活動推進費として10割が還元され、身近な緑化活動な

市指定無形民俗文化財

「藤波のささら獅子舞」を 見学しませんか

⇨生涯学習課(☎775-9496・☎776-2250)

「藤波のささら獅子舞」は江戸時代から伝承されている民俗芸能で、男の獅子2匹と女の獅子1匹、先導役の猿若による4人1組で演じられる獅子舞です。終盤では、隠れてしまった女の獅子を2匹の男の獅子(雄獅子・中獅子)が争いながら見つける「雌獅子隠し」が演じられます。

▶とき 10月7日(日)午後2・5・8時からの3回上演
※雨天決行です。

▶ところ 天神社(藤波一丁目)

▶交通 JR上尾駅西口から市内循環バス「ぐるっとくん」
「大石循環」で「藤波公民館」バス下車 ※経路しない便がありますので注意してください。

●前夜祭

▶とき 10月6日(土)
「着揃い(獅子舞)」/午後2時～、市指定無形民俗文化財「藤波の餅つき踊り」/7時～



昨年の「藤波のささら獅子舞」

新入学児童の健康診断

学校保健課

☎775-9683
☎775-5633

平成25年4月に小学校へ入学予定の子どもを対象に、就学時健康診断を行います。実施日は10月下旬から11月下旬までの間で指定された日です。

10月上旬までに健康診断の実施日時や実施場所(市内各小学校)を記載した「就学時健康診断のお知らせ」のがきを郵送します。10月11日



- ▶実施主体 公益社団法人埼玉県緑化推進委員会(☎824-5978)
- ▶募金期間 9月1日(土)～10月31日(水)
- ▶募金方法 事務区の協力の下、各家庭に依頼する



長尾春花

オータムコンサート

⇒上尾市文化センター (☎774-2951・☎774-2955)

上尾市在住のバイオリニスト長尾春花さんによるコンサートを文化センターで開催します。

▶とき 11月17日(土)午後2時～(1時30分開場)

▶ところ 文化センター小ホール

▶出演 バイオリン/長尾春花、ピアノ/大伏啓太おおぶし

▶入場料 全席指定2千円(未就学児の入場不可)

▶入場券販売場所・期間 文化センターで9月15日(土)から ※売り切れ次第終了します。

▶主催 (財)上尾市地域振興公社



【プロフィール】ながお・はるか
静岡県出身、上尾市在住。3歳からバイオリンを始め、現在までに国内外のさまざまなコンクールで入賞する。2010年上尾市民栄誉賞受賞。現在、東京藝術大学大学院音楽研究科在学中。

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年の間に国民年金保険料を納めることで、満額の老齢

後納制度(国民年金保険料の納期限の延長)が始まります

保険年金課
大宮年金事務所
☎775-51337
☎775-19827
☎652-4739

(木)～17日(水)(土・日曜日を除く)に、郵送されたはがきを用意して、指定された小学校で事前に健康診断に必要な書類を受け取ってください。早めに健康診断実施日などを確認したい場合は、9月中旬以降に学校保健課に問い合わせてください。詳しくは市ホームページをご覧ください。

基礎年金を受給することができません。保険料を納められなかった期間がある場合や資格取得などの届け出忘れにより国民年金の資格期間が少ない場合には、将来の年金受給額が少なくなることや、年金そのものが受給できなくなること(保険料納付や免除などの合計が25年(300月)未満の場合)があります。

このような事態を避けるために、昨年法律が改正され、10月1日(月)から、国民年金保険料を納めることができる期間が過去2年から10年に延長される後納制度が始まります。具体的には、平成14年10月分以降の納められなかった保険料を納めることができるようになります。後納保

DVで保護命令を受けた場合にも 児童扶養手当を支給

⇒こども支援課 ☎775-5120
☎774-5342

児童扶養手当は、父または母と生計を別にして児童を育成している家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

このたび法律が改正され、8月から支給要件にDV(配偶者からの暴力)で裁判所からの保護命令が出された場合が加わりました。

▶新たに支給対象になる人 父または母が保護命令を受けた児童を①監護する母②監護し、生計を同じくする父③父母に代わって養育する人 ※所得制限・公的年金の受給制限などがあります。

手当を受けるためには申請が必要です。認定になった場合、申請日の翌月分から手当が支給されます。申請に必要な書類は、申請する人の状況によって異なりますので、事前にこども支援課(市役所2階⑤番窓口)に問い合わせてください。

除料を納付できる期間は、10月1日～平成27年9月30日の3年間です。既に老齢基礎年金の受給権がある人は、納めることができますので注意してください。

後納保険料を納付するためには事前に申し込みと審査が必要です。審査の結果、後納制度による納付を利用できない場合があります。詳しくは、国民年金保険料専用ダイヤルまたはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

国民年金保険料専用ダイヤル(☎0570-011-050、050または070)から始まる電話でかける場合/☎03-6731-2015)月～金曜日午前8時30分～午後5時15分(月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7時まで)、毎月第2土曜日午前9時30分～午後4時 ※祝

日・年末年始を除きます。

特定健診(国保加入者)、後期高齢者健診の受診はお早めに

特定健診、後期高齢者健診の実施期間は11月30日(金)までです。期間の終了間際は医療機関の混雑が予想されます。まだ受診していない人は早めに受診しましょう。特定健診はまだ受診していない人には9月中旬に受診勧奨通知を郵送します。

受診には受診券が必要です。受診券を紛失した人には再交付しますので、保険年金課(特定健診/管理担当(市役所1階8番窓口)、後期高齢者健診/高齢者医療担当(市役所1階10番窓口))に問い合わせてください。

保険年金課管理担当 ☎775-5136
高齢者医療担当 ☎775-5125
☎775-9827